

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○青森県後期高齢者医療保険料について

平成26年・27年度の青森県後期高齢者医療保険料率は、これまでと変わらず、均等割額40,514円、所得割率7.41%となります。

平成26年度の保険料賦課限度額は2万円引き上げられ、57万円となります。

○保険料の決まり方（年額）について

均 等 割 額 〔被保険者全員が納める額〕	+	所 得 割 額 〔所得に応じて納める額〕	=	保険料額 (限度額57万円)
40,514円		基礎控除後の所得（※）×7.41%		

※ 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

○保険料の軽減措置について

平成26年度の保険料軽減措置は、判定基準を拡大して引き続き実施されます。

■ 所得が低い方の軽減

- 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下 (その他の各種所得がない)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（24万5千円×被保険者の数）以下※1	5割
33万円+（45万円×被保険者の数）以下※2	2割

※1 平成25年度までは、33万円+〔24万5千円×被保険者の数（世帯主を除く）〕以下

※2 平成25年度までは、33万円+（35万円×被保険者の数）以下

- 被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

○1年に1回、健康診査を受けられます

健康の保持増進のため、健康診査を受けましょう（生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます）。自己負担はありません。

○保険料の納め忘れ等について

保険料を納めることができない特別の事情がないにもかかわらず、保険料を滞納すると、有効期間の短い短期被保険者証が交付されたり、保険証を返還してもらい、被保険者資格証明書（医療機関等の窓口において、医療費の全額を一時的にご負担していただくことになります。）が交付される場合がありますので、改めてお手元の納付書等をご確認いただき、保険料の納め忘れがありましたら早急にお近くの金融機関（銀行・郵便局など）または、役場で納付されますようお願いします。

※ その他ご不明な点は、村税務住民課国保グループ（☎ 27-2111）または青森県後期高齢者医療広域連合（☎ 017-721-3821）にお問い合わせください。